

町議会



■ 議会の仕事

町議会は、地方自治法などで多くの権限が与えられ、町政の重要なことを審議・決定する大切な役目を持っています。

議会は、議員定数の半数以上の議員が出席したときに開かれ、法律及び会議規則の定めるところに従って進められます。

議員や町長から提出された議案を審議し、その可否を決定することを「議決」といいます。「議決」は議会に与えられた仕事の最も重要なものです。議決は、出席議員の過半数により決められます。

■ 議員定数

合併時は、旧町村議会の45人の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項に基づく「在任特例」を適用して、町議会議員として約1年9カ月在任し、合併後の新町の方向性を見定めていきますが、その後は条例で定める定数20人の構成となります。

■ 定例会と臨時会

町議会には、定期的に行われる「定例会」と必要に応じて行われる「臨時会」があり、町長が招集します。

「定例会」は、3月、6月、9月、12月の年4回開かれ、町政の方針、町の予算などの重要な事項について審議・決定します。

「臨時会」は、特に緊急な事案が生じたとき、または議員定数の4分の1以上の議員から請求があったときに招集されます。

■ 本会議と委員会

全議員が出席して開かれる会議を「本会議」といい、議会に提出された議案の議決はすべて本会議で行われます。

また、数多くの議案や請願等を審議するために専門的、かつ、詳細にわたって審査する「委員会」が設けられています。

＜本会議の仮議場＞



南部町総合保健福祉センターゆとりあ

■ 議会だより

議会では、定例会ごとに議会広報紙を年4回発行し、議会の内容をお知らせします。

■ 議会の傍聴について

本会議や委員会は一般に公開され、自由に傍聴できることになっています。

会議当日、受付で先着順に住所、氏名等を記入し、係員の指示に従って傍聴席にお入りください。多数での傍聴を予定される方は、事前に議会事務局までご連絡ください。

お問い合わせ

担 当 課

電 話 番 号

南部町総合保健福祉センターゆとりあ 議会事務局

☎0178-84-2210